

第二十六条の第三項中、「登記事項証明書については、」を、「後見等登記事項証明書については、」に改め、同項第二号中、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第七号中、「登記事項証明書」を、「後見等登記事項証明書」に改める。

第二十六条の十三の二第二項第五号中、「登記簿謄本」を、「登記事項証明書」に改める。

第三十一条第二項中、「登記事項証明書」を、後見等登記事項証明書に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 登記事項証明書

別記様式第二号中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改める。

第十七条 首都高速道路公団法施行規則（昭和三十三年建設省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（不動産登記規則の準用）

第二十条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三條第一項第四号（第五十一條第八項、第六十五條第九項、第六十八條第十項及び第七十條第七項において準用する場合を含む）、第六十三條第三項、第六十四條第一号及び第四号並びに第八十二條第二項の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（阪神高速道路公団法施行規則の一部改正）

第十八条 阪神高速道路公団法施行規則（昭和三十三年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（不動産登記規則の準用）

第二十条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三條第一項第四号（第五十一條第八項、第六十五條第九項、第六十八條第十項及び第七十條第七項において準用する場合を含む）、第六十三條第三項、第六十四條第一号及び第四号並びに第八十二條第二項の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

（新住宅市街地開発法施行規則の一部改正）

第十九条 新住宅市街地開発法施行規則（昭和三十三年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三備考2中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第二号中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第七号中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第十一号を次のように改める。

第三十六条を次のように改める。

（不動産登記規則の準用）

第三十六条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三條第一項第四号（第五十一條第八項、第六十五條第九項、第六十八條第十項及び第七十條第七項において準用する場合を含む）、第六十三條第三項、第六十四條第一号及び第四号並びに第八十二條第二項の規定については、地方公社を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行規則（昭和四十年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三備考1中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第二号中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第七号中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第十一号を次のように改める。

（土地分類調査作業規程準則の一部改正）

第二十二條 土地分類調査作業規程準則（昭和四十一年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一條中、「不動産登記法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）第三條」を、「不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第十九條」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律施行規則等の一部改正）

第二十三條 次に掲げる省令の様式の備考中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改める。

一 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（昭和四十二年建設省令第三号）別記様式第四備考1及び別記様式第五備考1
二 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）別記様式第九の三備考2、別記様式第九の四備考2及び別記様式第十一備考2

（都市再開発法施行規則の一部改正）

第二十四條 都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改める。

別記様式第三中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改める。

別記様式第五中、「ハ登記簿謄本」及び「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改める。

別記様式第六、別記様式第八、別記様式第十七及び別記様式第十九中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第二号中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第七号中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第十一号を次のように改める。

（地方道路公社法施行規則の一部改正）

第二十五條 地方道路公社法施行規則（昭和四十五年建設省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（不動産登記規則の準用）

第二十条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三條第一項第四号（第五十一條第八項、第六十五條第九項、第六十八條第十項及び第七十條第七項において準用する場合を含む）、第六十三條第三項、第六十四條第一号及び第四号並びに第八十二條第二項（これらの規定を船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第四十九條において準用する場合を含む。）の規定については、地方道路公社を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

（公有水面埋立法施行規則の一部改正）

第二十六條 公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三條第三号イ中、「及び登記簿の謄本」を「謄本及び登記事項証明書」に改める。
第九條第二項第二号中、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（国土利用計画法施行規則の一部改正）

第二十七條 国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項第一号及び第二十條の三中、「土地登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（新都市基盤整備法施行規則の一部改正）

第二十八條 新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十四備考2中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第二号中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第七号中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改め、同項第十一号を次のように改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二十九條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五及び別記様式第十中、「ハ登記簿謄本」を「ハ登記簿謄本」に改める。
（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令等の一部改正）

第三十條 次に掲げる省令の規定中、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

一 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）第三條第一項第五号及び第八條第一項第一号から第三号まで
二 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法施行規則（昭和六十三年建設省令第七号）第三條第一項第三号

三 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）第四條第一項第四号及び第六條第一項第一号から第三号まで